

不法投棄の罰金3億円

改正廃棄物処理法が成立

法人による悪質な不法投棄の罰金を現行の1億円以下から3億円以下に引き上げることが盛り込んだ改正廃棄物処理法が12日、参院本会議で可決、成立した。公布から1年以内に施行する。

改正は、厳罰化により後を絶たない不法投棄の未然防止や不法投棄を繰り返す事業者の排除につなげるのが狙い。

このほか①事業所と別の場所に自社の廃棄物を保管する事業者に対し、都道府県知事への事前届け出を義務付ける②廃棄物処理施設に対する知事の定期検査を義務付ける③廃棄物の不適正処理を発見した土地所有者は自治体への通報に努める—などの規定も盛り込んだ。

平成22年5月13日
伊勢新聞